

科目Ⅰ

子ども・子育て家庭の現状

講師紹介

○佐藤 まゆみ

○淑徳大学短期大学部 教授

○専門は子ども家庭福祉

研究テーマ「市町村を中心とする子ども家庭福祉のあり方」
早稲田大学社会的養育研究所の研究員として、家庭養育
推進の実現に向けたプロジェクト・研究に携わっている

はじめに

はじめに

- 子育て支援員研修における本科目の位置づけ
 - ・子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）を取り巻く社会環境について学び、子どもと子育て家庭の現状と支援の必要性について理解する

- 本講義の目的
 1. 子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会状況について理解する
 2. 家庭の意義と多様な子育てニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する
 3. 子育て家庭への支援について理解する
 4. 子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する

本科目で網羅する

シラバスの内容

1. 子どもの育つ社会・環境
2. 子育て家庭の変容
3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

1. 子どもの育つ社会・環境

(1) 出生数の減少

(2) 子どもの数の減少の背景

(3) 子どもを取り巻く環境の変化

(4) ワーク・ライフ・バランス

2. 子育て家庭の変容

(1) 家族をめぐる形態的变化

(2) 家庭の質の変化

(3) つながりの希薄化

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

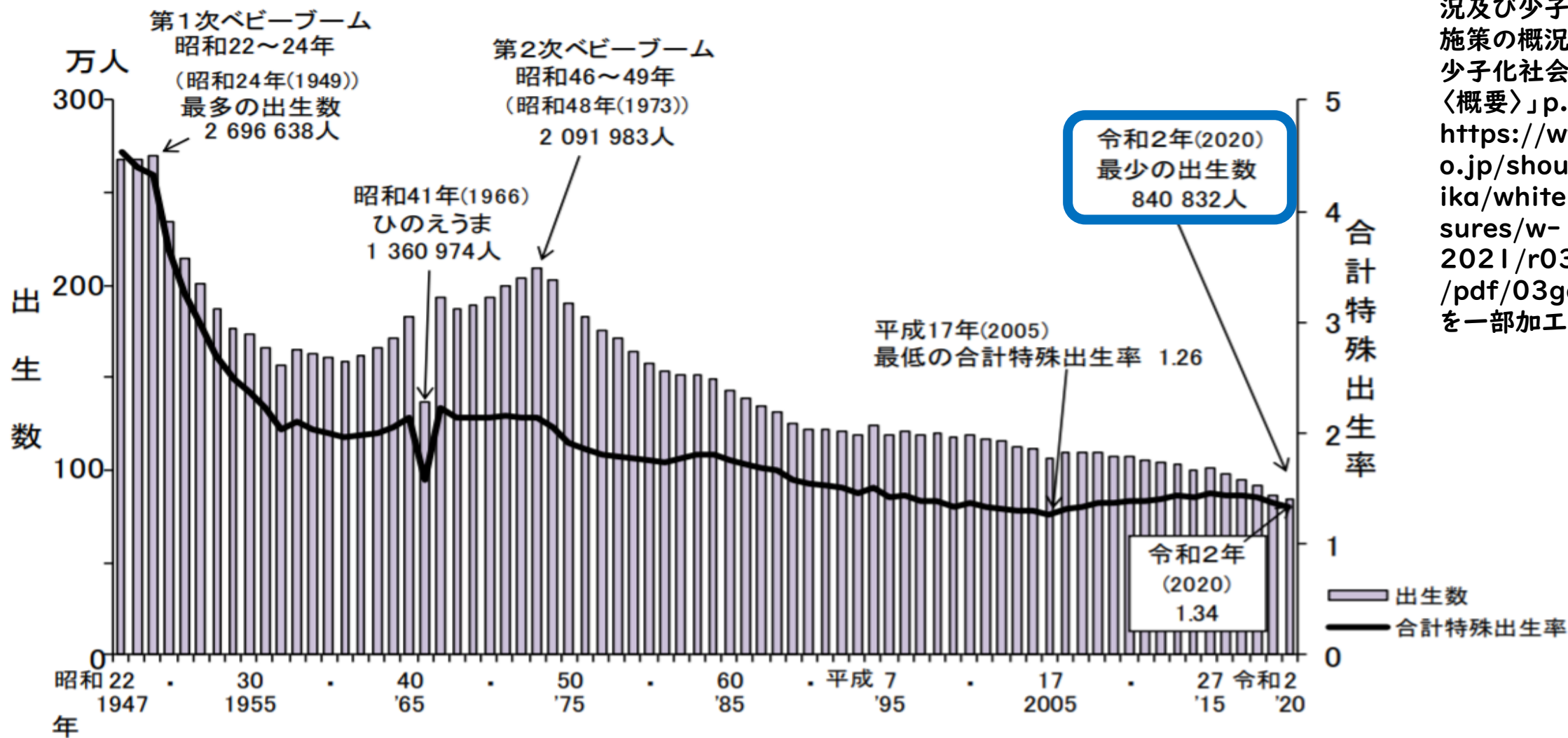
(2) 子どもの非行

まとめ

1. 子どもの育つ社会・環境

1. 子どもの育つ社会・環境 (1) 出生数の減少

出生数の動向と合計特殊出生率



出典:内閣府(2021)
「令和2年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(令和3年版少子化社会対策白書)〈概要〉」p.4,
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03pdfgaiyoh/pdf/03gaiyoh.pdf>
を一部加工

1. 子どもの育つ社会・環境 (2)子どもの数の減少の背景

①結婚をめぐる変化

結婚の仕方の変化→子どもの産み方が変わった最も大きな要因

- 未婚、非婚、晩婚
- 平均初婚年齢…令和2年は男性で31.0歳、女性で29.4歳となり、前年より0.2ポイント低下
- 50歳時未婚割合(50歳時点で1度も結婚したことがない)
2015年:女性14.1%(5.8%)、男性23.4%(12.4%)※()内2000年
- 仕事の不規則さや仕事への関与の度合いによってもこの数値が変わることが指摘されている

1. 子どもの育つ社会・環境 (2)子どもの数の減少の背景

② 出産をめぐる変化

・晩産化と夫婦の出生力の低下

・1977(昭和52)年と比べると、2015(平成27)年では全体的に結婚後に

子どもをもつ人の割合が減り、平均子ども数も減少

・高齢出産は嫌、欲しいけれど子どもができない:年齢や身体的理由も増加

・希望が叶いにくい

子育てや教育にお金がかかりすぎる(全体の5割)

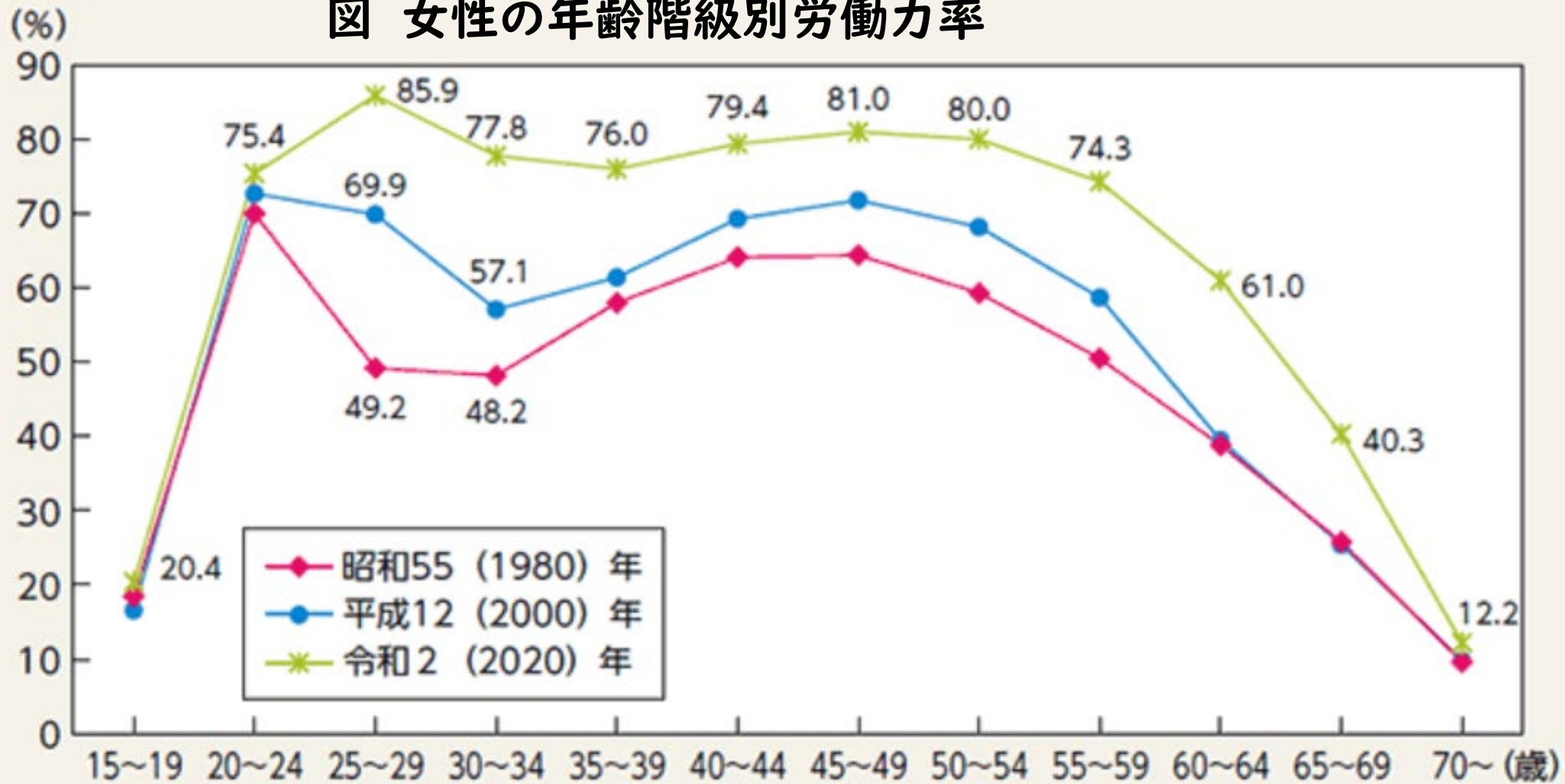
影響する決定的な要因:過度な経済的負担とならない軽減策、雇用・収入の安定が必要

1. 子どもの育つ社会・環境 (3)子どもを取り巻く環境の変化

- ・生活時間の変化：通塾率の高さと保護者の不安
- ・遊びの変化と実体験の減少：遊び空間や仲間も減少、人間関係の調整をするコミュニケーションを学ぶ機会の減少
- ・ストレス耐性の低下：遊びの変化や実体験の減少といった背景から生じる可能性

1. 子どもの育つ社会・環境 (4)ワーク・ライフ・バランス

図 女性の年齢階級別労働力率



出典：内閣府「男女共同参画白書令和3年版」p.100, https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitpaper/r03/zentai/pdf/r03_genjo.pdf

- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

1. 子どもの育つ社会・環境 (4)ワーク・ライフ・バランス

- ①M字カーブ(女性の就労曲線)・・・子育て真っ最中の年代で谷を形成せず、台形になるのが女性の希望に沿った形
- 女性の就業率の上昇が著しく、2020(令和2)年には15~64歳で70.2%、25~44歳で77.4%
- 実態:育児休業中の所得保障や多様な保育サービスによる子育てと就労の両立、男性の家事・育児への参加が進んでいない
- 日本のM字カーブの谷が解消傾向にあるのは、若い世代の労働力率が高いことに加え、無配偶の増加とその労働力率が高くなっていることで谷を押し上げていると考えられている

1. 子どもの育つ社会・環境 (4)ワーク・ライフ・バランス

②夫の家事・育児時間とワーク・ライフ・バランス

- ・6歳未満の子どもをもつ夫の育児時間は1日平均49分
- ・子育て期の夫の家事・育児にかける時間は1日平均1時間23分

出典：内閣府(2019)「男女共同参画白書令和元年版」p.120
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/pdf/r01_genjo.pdf (一部加工)

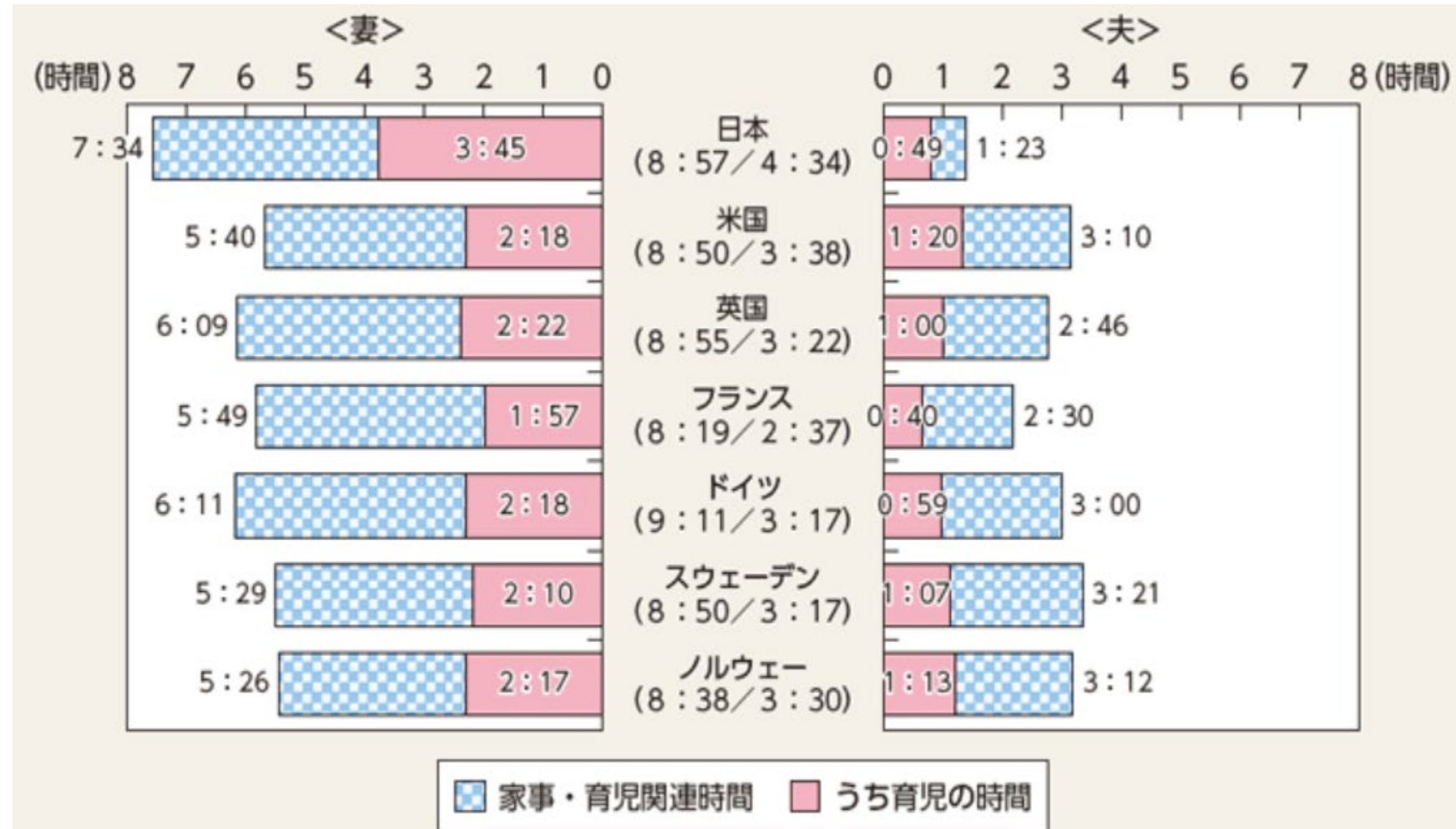


図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり、国際比較)

1. 子どもの育つ社会・環境 (4)ワーク・ライフ・バランス

厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」によれば、

- 男性について週60時間以上の長時間労働をしている人は、どの年代においても、2005（平成17）年以降減少傾向
- 子育て期にある30代男性は、約5人に1人が週60時間以上の就業
【2020（令和2）年度における育児休業取得者の割合】
男性:12.65%（前年度7.48%） ・女性:81.6%（前年度83.0%）
- 育児休業中の給付率は最初の半年67%、以降50%
（2017（平成29）年:条件により2歳まで給付可能に）
- 2021（令和3）年6月の法改正によって、産前・産後の大変な時期に男性が育児休業を弾力的に取得しやすくなるよう、改善

※ 出産後8週間の中に4週間の育児休業を分割して取得することも可能に

本項目のまとめ

- 社会の状況と子どもと家庭が置かれている現状について学習することにより、子育てがどのような課題と共にあるか、その中から生起する福祉ニーズの背景を理解することができる
- 特定の子どもや家庭だけの問題や課題ではなく、すべての子どもと家庭が直面しやすい状況にあることを理解することで、「困った子どもや保護者」ではなく「困っている子どもや保護者」として捉えることができるようになる

参考資料

- ・内閣府(2019)「男女共同参画白書令和元年版」p.120
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/pdf/r01_genjo.pdf
- ・内閣府「男女共同参画白書令和3年版」p.100,
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/pdf/r03_genjo.pdf
- ・内閣府(2021)『令和3年版子供・若者白書』
- ・内閣府『令和3年版少子化社会対策白書』
- ・内閣府(2021)「令和2年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況（令和3年版少子化社会対策白書）〈概要〉」p.4,
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03pdfgaiyoh/pdf/03gaiyoh.pdf>
- ・厚生労働省(2021)『令和3年版厚生労働白書』
- ・厚生労働省(2020)「令和元年度福祉行政報告例の概況」
- ・柏女霊峰(2020)『子ども家庭福祉論第6版』誠信書房.

科目Ⅰ

子ども・子育て家庭の現状

1. 子どもの育つ社会・環境

- (1) 出生数の減少
- (2) 子どもの数の減少の背景
- (3) 子どもを取り巻く環境の変化
- (4) ワーク・ライフ・バランス

2. 子育て家庭の変容

- (1) 家族をめぐる形態的变化
- (2) 家庭の質の変化
- (3) つながりの希薄化

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

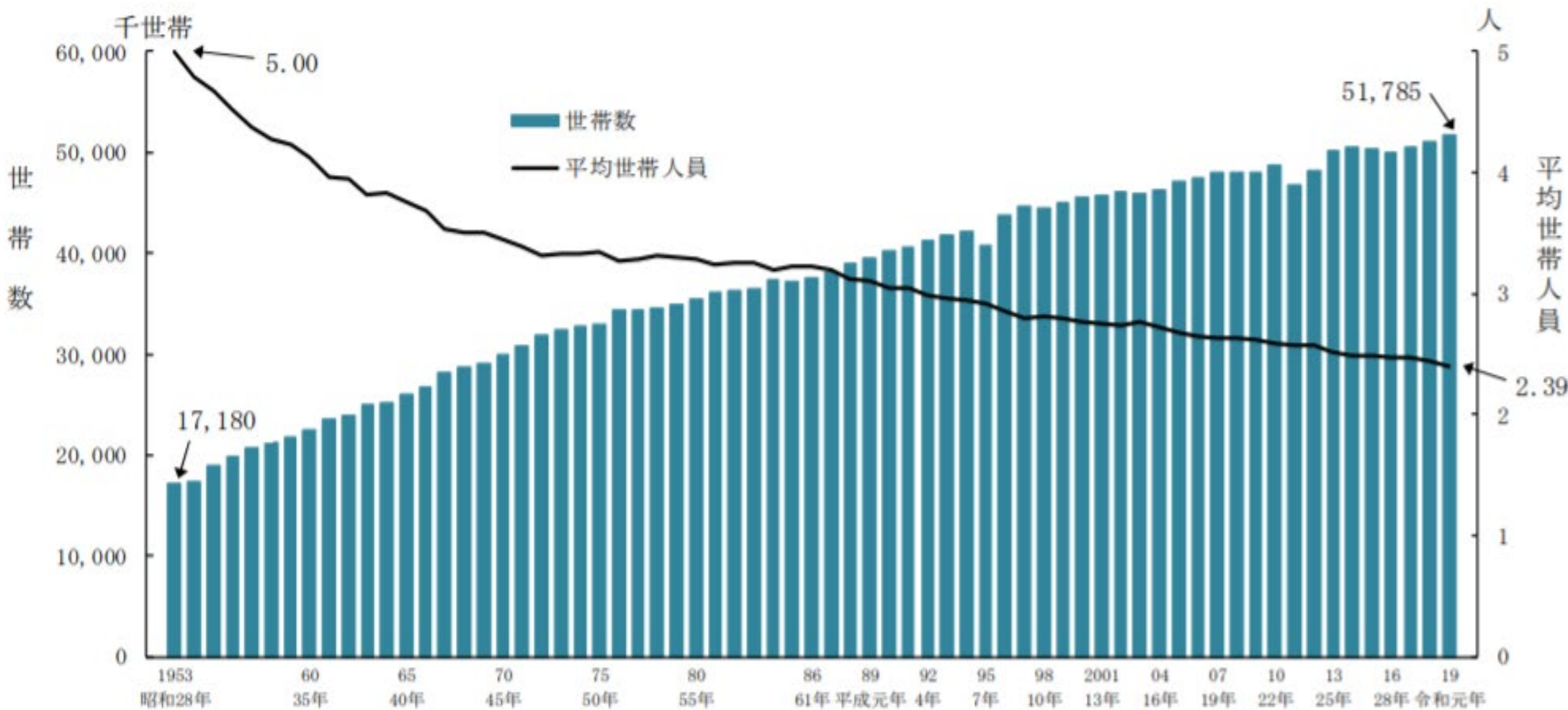
- (1) 子どもの貧困
- (2) 子どもの非行

まとめ

2. 子育て家庭の変容

2. 子育て家庭の変容 (1) 家族をめぐる形態的变化

・核家族化と平均世帯人員の減少

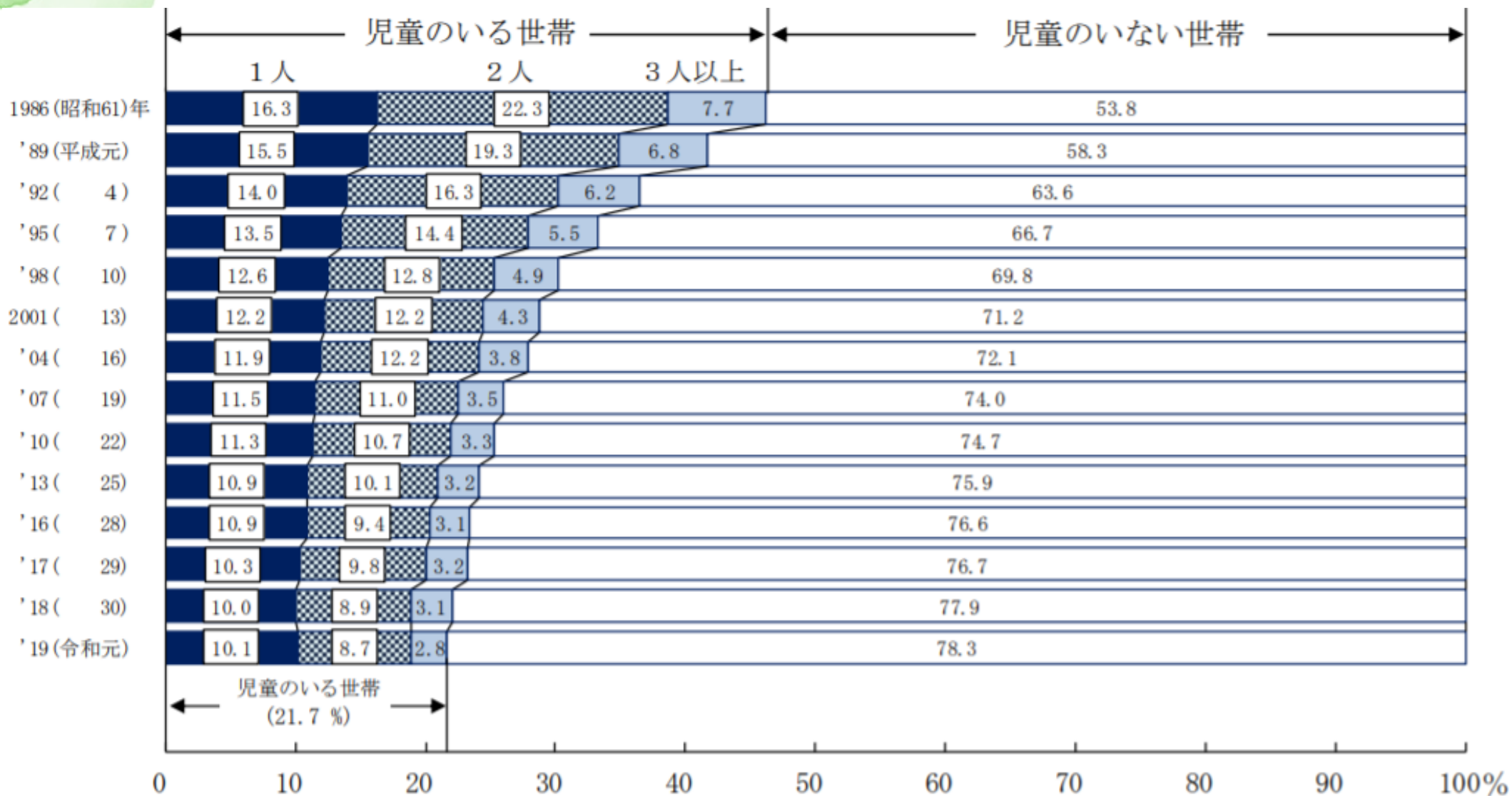


出典:厚生労働省(2021)「国民生活基礎調査結果の概要」p.3,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/02.pdf>
(一部加工)

図 世帯数と平均世帯人員の年次推移

2. 子育て家庭の変容 (1) 家族をめぐる形態的变化

・児童のいる世帯



出典:厚生労働省
(2021)「国民生活基礎調査 結果の概要」p.7,
<https://www.mhlw.go.jp/tokei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/02.pdf>
(一部加工)

2. 子育て家庭の変容 (1) 家族をめぐる形態的变化

- ・ 離婚と多様な家族形態

2020(令和2)年の婚姻数は52万組で過去最少

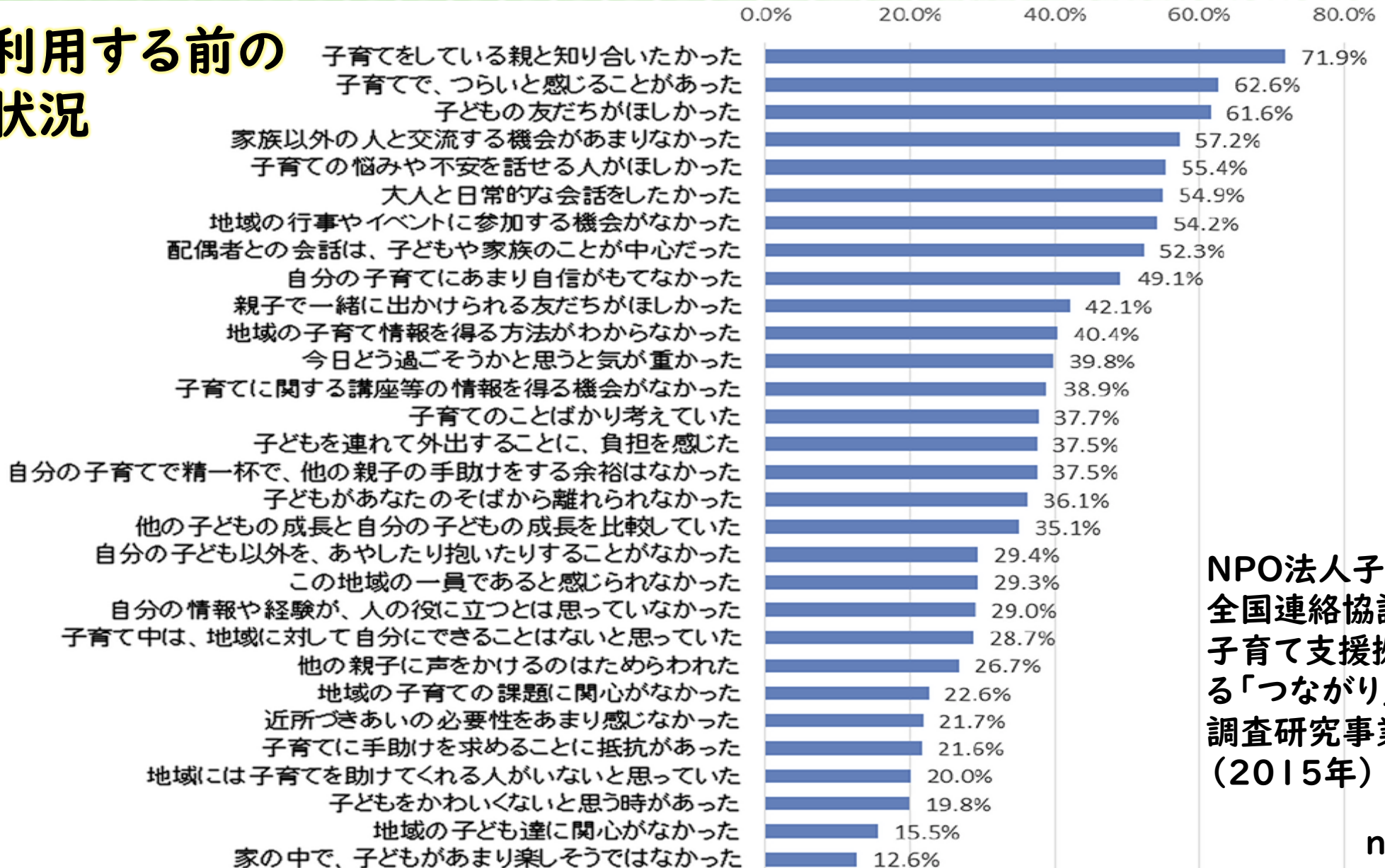
2020(令和2)年の離婚数は19.3万組

婚姻も離婚も件数自体は減少

- ・ ステップファミリー、内縁や未婚の家庭、異なる文化や言語を持った家庭など、様々な形態の家族が地域で子育てをしている

2. 子育て家庭の変容 (2) 家庭の質の変化・親の変化と子育て不安

拠点を利用する前の 子育て状況



NPO法人子育てひろば
全国連絡協議会「地域
子育て支援拠点における
「つながり」に関する
調査研究事業報告書」
(2015年)

n=1,175

2. 子育て家庭の変容 (2) 家庭の質の変化

・親子関係の変化

- ・少ない子どもを大切に育てようとする傾向
- ・世代の境界のあいまいさ、大人と子どもの時間の一体化
- ・過剰な期待や過干渉

・家庭機能の変化

- ・規模の縮小に伴う役割交代の難しさ
- ・機能の外部化

2. 子育て家庭の変容 (3)つながりの希薄化

- **地域のつながりの変化**
 - 近所とのつきあいが形式的に
 - 子育てに関する地域の関心の薄さ
 - 血縁や友人とも離れた、つながりのない場所での子育て
- **孤立化と子育て支援ネットワークの必要性**
 - 誰もが助けを得られない状態の中で孤立する可能性
 - 制度が介在して私的なつながりを持ちやすくする働きかけ

本項目のまとめ

- 不安を抱えて孤立しやすい状況の中での子育てとなること、子育て支援とつながりながら、ちょっとした話や相談ができる仲間を作っていく必要がある
- 支援を受けることに抵抗のある人もいるため、子育てをする「主体」としての保護者をサポートすることで、子どもの育つ環境を整えるパートナーになっていくことが必要とされる

参考資料

- ・内閣府(2021)『男女共同参画白書令和3年版』
- ・内閣府(2021)『令和3年版子供・若者白書』
- ・内閣府(2021)『令和3年版少子化社会対策白書』
- ・厚生労働省(2020)『令和元年度福祉行政報告例の概況』
- ・厚生労働省(2021)『令和3年版厚生労働白書』
- ・厚生労働省(2021)『国民生活基礎調査 結果の概要』p.3,7,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/ktyosa19/dl/02.pdf>
- ・NPO法人子育てひろば全国連絡協議会『地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書』(2015年)
- ・柏女霊峰(2020)『子ども家庭福祉論第6版』誠信書房。

科目Ⅰ

子ども・子育て家庭の現状

1. 子どもの育つ社会・環境

- (1) 出生数の減少
- (2) 子どもの数の減少の背景
- (3) 子どもを取り巻く環境の変化
- (4) ワーク・ライフ・バランス

2. 子育て家庭の変容

- (1) 家族をめぐる形態的变化
- (2) 家庭の質の変化
- (3) つながりの希薄化

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

- (1) 子どもの貧困
- (2) 子どもの非行

まとめ

3. 子どもの貧困及び子どもの 非行についての理解

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

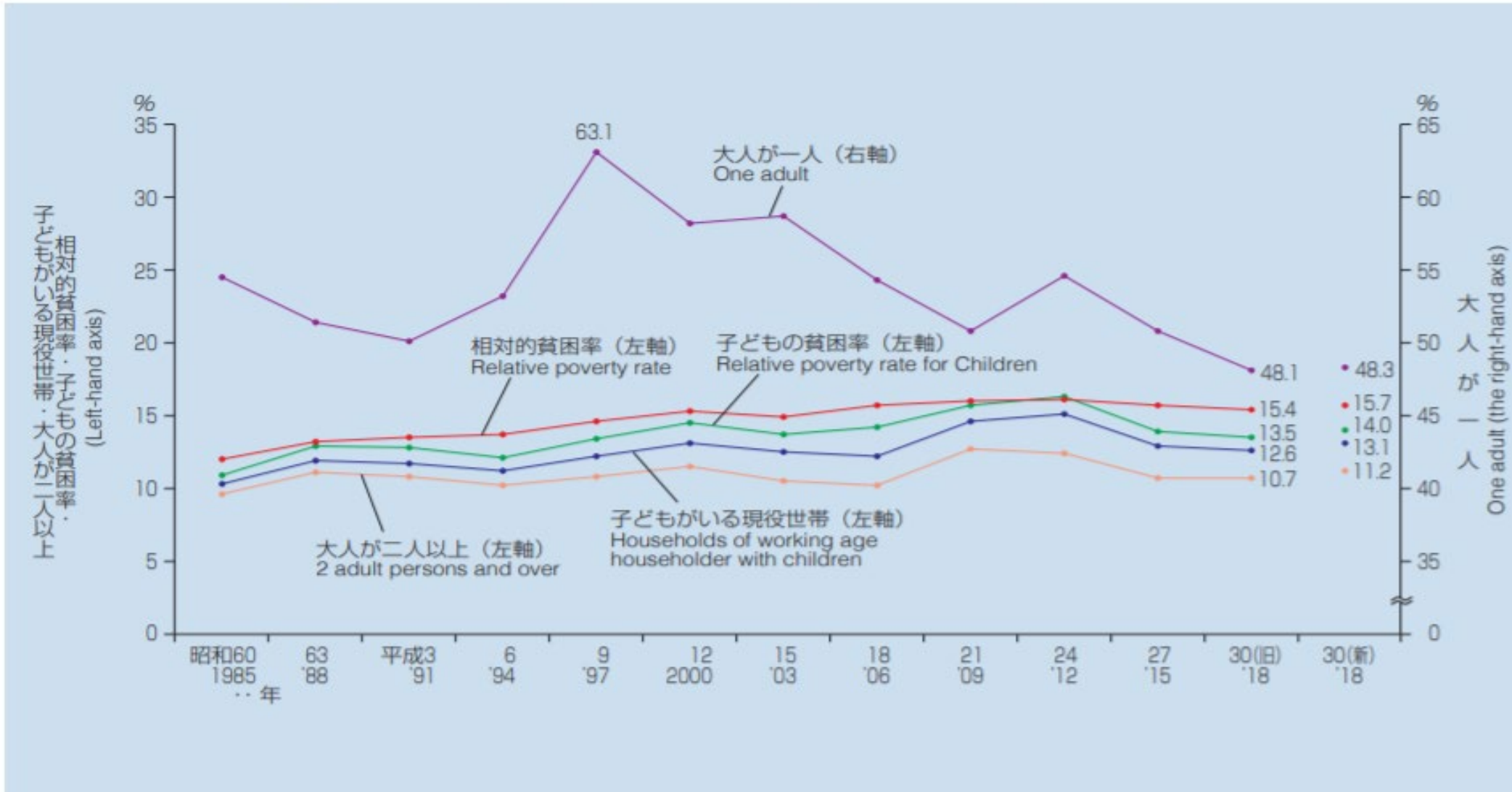
- 相対的貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分
(貧困線:127万円(2018(平成30)年)に届かない人の割合をいう
2018(平成30)年は15.4%
- 子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す
- 2018(平成30)年は子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は13.5%で改善の傾向だが、依然7人に1人が貧困の状態

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

貧困率の年次推移

Trends in poverty rate, 1985, 1988, 1991, 1994, 1997, 2000, 2003, 2006, 2009, 2012, 2015, 2018



出典 厚生労働省(2021)「令和3年国民生活基礎調査(令和元年)の結果からグラフで見る世帯の状況」p.18, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h29.pdf> (一部加工)

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

- **就学援助の根拠**・・・学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定
- 経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は、2019(令和元)年度に約135万人
- 平成23(2011)年度以降は減少したが、その主な原因は子どもの数全体の減少によるもの。就学援助率は、この10年間で上昇を続け、2019(令和元)年度には14.71%
- 就学援助の補助品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

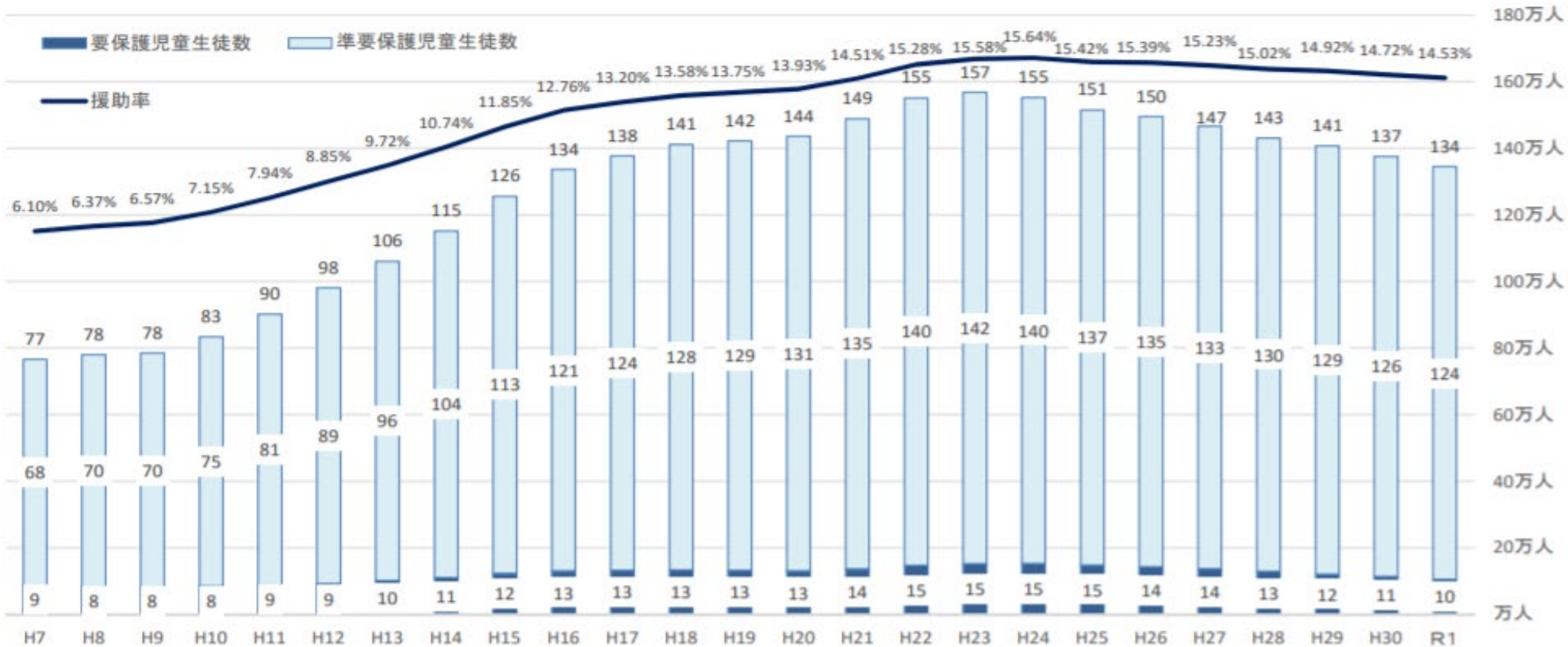
(1) 子どもの貧困

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7~R1)



文部科学省

- 令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,344,916人**（対前年度▲30,061人）で8年連続減少。
- 令和元年度就学援助率は**14.53%**（対前年度▲0.19ポイント）で7年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



(文部科学省調べ)

出典：文部科学省
(2021)「令和2・
元年度就学援助実
施状況等調査結
果」p.2,
https://www.mext.go.jp/content/20210323-mxt_shuugaku-000013453_1.pdf
(一部加工)

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

・子どもの貧困対策

- ・ 2014(平成26)年1月:子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・ 2014(平成26)年9月:子どもの貧困対策に関する大綱
- ・ 2015(平成27)年4月:生活困窮者自立支援法
- ・ 2017(平成29)年4月:高等教育保障のための給付型奨学金制度創設

・子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(1) 子どもの貧困

目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加 (指標数 25→39)

指標の改善に向けた重点施策 (主なもの)

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ (児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業) 等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し (令和元年11月支給分～)
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

図 子供の貧困対策に関する大綱のポイント

出典:内閣府(2019)
「子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)」p.1,
https://www8.cao.go.jp/kodomonohin/kon/pdf/r01-taikou_gaiyou.pdf
(一部加工)

- 非行少年(少年法第3条第1項第1号から第3号)
- 犯罪少年(罪を犯した少年)
- 触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年)
- 虞犯少年(性格・環境に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(2) 子どもの非行

(平成23年～令和2年)

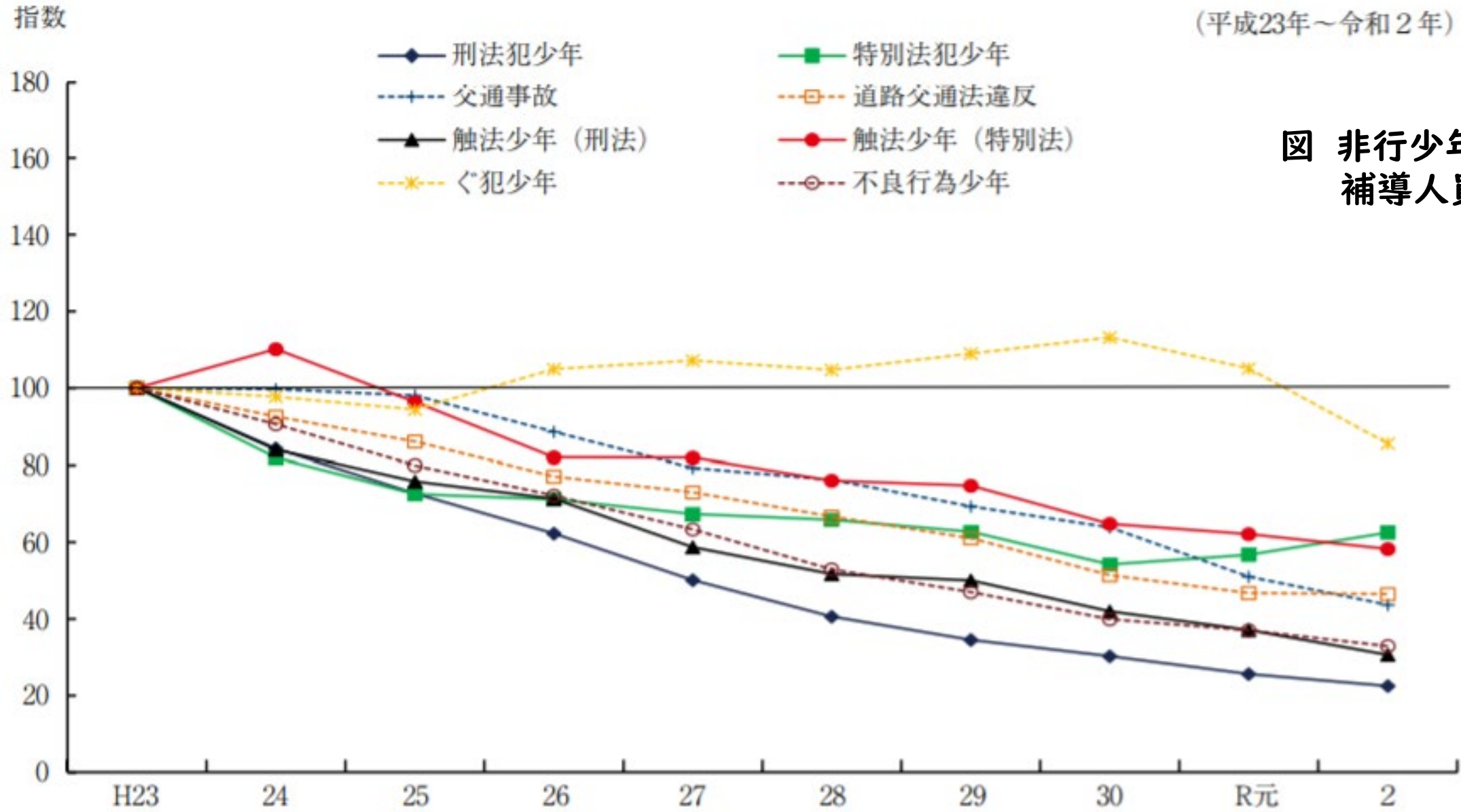


図 非行少年等の検挙・補導人員の推移

出典:警察庁生活安全局少年課 (2021) 「令和2年中における少年の補導及び保護の概況」p.1, <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R02.pdf> (一部加工)

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

(2) 子どもの非行

- 非行は子どもの人格そのものを表すものではない
- 子どもとその育ちを取り巻く環境と子ども自身の欲求との関係で理解される必要
- 福祉での対応を要する場合は、子どもの育っている環境を重視

本項目のまとめ

- 子どもの貧困対策は、子どもが選択肢のある人生を送れるよう、福祉と教育をはじめ、関係する分野が連携して包括的に支援する必要がある
- 非行への児童福祉法での対応は、触法少年と虞犯少年の一部で、子どもの福祉を図る観点から背景を丁寧に理解しながら行われる
- 子どもを家庭や学校、地域から排除することのないよう対応する

参考資料

- ・柏女霊峰(2020)『子ども家庭福祉論第6版』誠信書房.
- ・警察庁生活安全局少年課(2021)「令和2年中における 少年の補導及び保護の概況」p.1,
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R02.pdf>
- ・厚生労働省(2019)「令和元年度福祉行政報告例の概況」
- ・厚生労働省(2020)「2019年国民生活基礎調査の概況」p.14
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf>
- ・厚生労働省(2021)「令和3年 国民生活基礎調査(令和元年)の結果から グラフで見る世帯の状況」p.18,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h29.pdf>
- ・厚生労働省(2021)『令和3年版厚生労働白書』
- ・文部科学省(2021)「令和2・元年度就学援助実施状況等調査結果」p.2
https://www.mext.go.jp/content/20210323-mxt_shuugaku-000013453_1.pdf
- ・内閣府(2019)「子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)」p.1,
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou_gaiyou.pdf
- ・内閣府(2021)『男女共同参画白書令和3年版』
- ・内閣府(2021)『令和3年版子供・若者白書』
- ・内閣府(2021)『令和3年版少子化社会対策白書』

科目Ⅰ

子ども・子育て家庭の現状

1. 子どもの育つ社会・環境

- (1) 出生数の減少
- (2) 子どもの数の減少の背景
- (3) 子どもを取り巻く環境の変化
- (4) ワーク・ライフ・バランス

2. 子育て家庭の変容

- (1) 家族をめぐる形態的变化
- (2) 家庭の質の変化
- (3) つながりの希薄化

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

- (1) 子どもの貧困
- (2) 子どもの非行

まとめ

まとめ

まとめ

- 社会の状況と子どもと家庭が置かれている現状を学ぶことで、子育て支援や福祉ニーズは特定の子どもや家庭だけの問題や課題ではないことを理解することが大切
- 支援を受けることに抵抗のある人もいるため、子育てをする「主体」としての保護者をサポートすることで、子どもの育つ環境を整えるパートナーになっていくことが必要
- 子どもの貧困も、非行も、本人の力の及ばない環境の中で起こることへの理解を丁寧にしつつ、子どもを家庭や学校、地域、様々な機会から排除されることのないよう対応する